

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教育・ 保育 施設 等】
1	監査評価項目への追加	(A)【施設監査】【保育所】	「着眼点」	・9～14 当自治体ではAEDの設置の有無を確認している。AEDの設置は義務ではないが、厚生労働省が公開している「AEDの適正設置に関するガイドライン」ではAEDの設置が考慮される施設に保育所・認定こども園が例示されているため、項目にいれても良いのではないかと。(C) 家庭的保育事業等の15～20 でも同様に非常災害の項目あり)	・AEDの設置は義務ではないため、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。							
2	監査評価項目への追加	(D)【確認指導監査】【特定教育・保育施設】	「監査評価項目・自己点検項目」	・職員の労務管理、健康管理 【課題】長時間労働やメンタル不調は保育の質低下につながるが、監査項目で明確にチェックされない場合が多い。 【具体的提案】時間外労働の状況と改善策、健康診断結果の管理・フォロー、休暇取得状況の確認	・「児童福祉行政指導監査の実施について（令和7年こ成事第175号通知）」通知に基づき、施設監査において職員の労務管理に関する監査評価項目を定義します。ただし、指導監督権限がない項目であるため、任意項目として定義します。	●						
3	監査評価項目への追加	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	77～81について ・搬入についての根拠条文がボリュームがあり、他の食事に関する設問とのバランス感が悪いのではないかと。 その他食事に関することについて ・検食の実施、検食用保存食の保存、健康衛生チェック、調理設備等の衛生管理の項目は不要か？	・他の食事に関する設問につきまして、「児童福祉行政指導監査の実施について（令和7年こ成事第175号通知）」より、アレルギー・誤嚥の対策に係る監査評価項目を追加いたします。 ・調理設備等の衛生管理に関する監査評価項目を追加いたします。 ・検食の実施、検食用保存食の保存、健康衛生チェックについては、全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。	●	●	●				
4	監査評価項目への追加	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	82について ・基本的な考え方に対して、評価項目以下の内容が沿っていない。（評価項目が食事に特化している） その他健康と事故・安全対策について（川崎市が重点的に見ている項目） ・保健計画の作成について ・投薬について（自治体により異なると思いますが） ・感染症蔓延について（保護者への周知や、行政・嘱託医への報告等。） ・人数確認体制の確保（置き去り案件等が出てきているため項目に加えている）	・保健計画の作成、子どもの人数確認体制の確保について、監査評価項目に追加いたします。 ・投薬につきましては医薬品の管理に係る監査評価項目として、感染症対策については既に監査評価項目として監査調書一覧に起票しておりますため、新たな定義は見送りとさせていただきます。	●	●	●				
5	監査評価項目への追加	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「監査評価項目・自己点検項目」	49について ・健康診断のみではなく、事故防止や感染症対策などがはいてもよいのでは。	・事故防止は安全計画に係る項目にて、感染症対策は衛生管理等に係る項目にて、別途監査評価項目として確認いたしますため、現状の記載とします。							
6	監査評価項目への追加	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「監査評価項目・自己点検項目」	51について ・保育所47と同じ。	・綿密な注意であると、ご指摘の通り曖昧であるため、「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成15年社援基発第1212001号）」の通知も根拠とし、検便に関する確認項目として具体化します。			●				

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容（原文まま）	対応方針（案）	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教育・保 育施設 等】
7	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	No.48～50 職員の健康診断 この項目だけ設備運営基準や通知等以外の法令を根拠 としていますが、これを入れるのであれば、下のセル （No.55）で示したような項目も検討してもよいのでは ないでしょうか。	・職員の健康診断は指導監督権限がない項目である ため、任意項目として定義します。	●		●				
8	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	○設備運営基準には規定がありませんが、次の項目につ いては確認の対象とするか検討してもよいのではないしょ うか。 ①職員が大量に退職するような状況となっていないか。 ②防災用の水・食料を備蓄しているか。 ③就業規則を整備し、職員に周知しているか。 ④賃金や労働時間等の労働条件を職員に明示している か。	・①～③につきましては、「児童福祉行政指導監査 の実施について（令和7年ご成事第175号通 知）」通知に基づき、施設監査において職員の労 務管理に関する監査評価項目を定義します。ただ し、指導監督権限がない項目であるため、任意項 目として定義します。 ・②につきましては、全国的な統一性の確保や監査 全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監 査評価項目としては定義しない方針とさせていた だきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項 目として追加いただくことを想定します。							
9	監査評価項目への追加	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	・【追加】自動車を運行する場合の所在の確認につ いて 保育所調書No.20及びNo.21に記載がありますが、幼保 連携型認定こども園調書には記載がありません。学校保健 安全法施行規則に該当条文があり、認定こども園法施行 規則において準用していますので、確認項目として必要と 思います。	・監査評価項目に追加いたします。		●					
10	監査評価項目への追加	(C)【施設 監査】【家庭 的保育事業 等】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	・【追加】社会福祉施設等と併設設置（第10条） 該当施設は少ないですが、自主点検項目としては必要と 思います。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正 化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目と しては定義しない方針とさせていただきます。なお、 自治体判断により個別で監査評価項目として追加 いただくことを想定します。							
11	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	児童福祉法や設備運営基準上、施設長を置かなければ ならない規定はないと思われるが、一方で、設備運営基準 には「保育所の長」の役割に関する規定がある。また、保育 所保育指針にも、「施設長の責務」について規定がある。 児童福祉関係法令上、施設長の必置規定はないと思わ れるが、施設監査の標準項目に、施設長の配置に関する 項目は不要と考えてよろしいか。（公定価格の算定基準 において、基本分単価に含まれているため、確認監査で評 価すればよいのか。） なお、現行の国通知には、「施設長は専任者が確保されて いるか。」という項目があるが、仮にこの項目が改正後の通 知に残った場合、通知を直接の根拠として、施設長の不在 を指摘できるものか、国の見解を伺いたい。	・施設長の配置につきましては、御意見のとおり、公 定価格の算定基準における基本分単価に含まれて いるため、確認指導監査にて確認いたします。 ・なお、自己点検票（標準様式）（案）の「施設 基本情報部分（全施設共通）」の中で、「施設等 の管理者名」を記載する欄を設けております。							
12	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	「認可定員を超え私的契約児等を受け入れていないか。」 を追加	・認可定員を超えた私的契約児の受け入れ有無に ついては、全国的な統一性の確保や監査全体量の 適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価 項目としては定義しない方針とさせていただきます。 なお、自治体判断により個別で監査評価項目とし て追加いただくことを想定します。							
13	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	「認可内容の変更を届け出ているか。」を追加	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正 化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目と しては定義しない方針とさせていただきます。なお、 自治体判断により個別で監査評価項目として追加 いただくことを想定します。							

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容（原文まま）	対応方針（案）	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教育・保 育施設 等】
14	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	「運営委員会を設置し、適正に運営しているか。」を追加	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。							
15	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	「保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか。」を追加	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。							
16	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	「研修計画を適切に立てているか。」を追加	・研修計画の有無については、設備運営基準第7条の2第2項を根拠に「職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。」との監査評価項目の着眼点として既に記載しておりますため、新たな監査評価項目としての定義は見送りさせていただきます。							
17	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	「大量調理施設において井戸水等の水を使用する場合に、年2回以上水質検査を実施しているか。」を追加 （通知自体は、社会福祉施設を所管する部局（児童家庭局を含む）が連名で発出しているが、実際には衛生部局の通知（大量調理施設衛生管理マニュアル）を参照させるものであり、本来は保健所等の所掌事務である項目について、どのように考えるか。）	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。							
18	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】		「保護者に健康診断結果について連絡を取っているか。」の項目を追加した方がよいかと思われます。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。							
19	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】		・施設の都合で保育時間を短縮していないか ・家庭保育を依頼していないか を確認する項目を設けた方がよいかと思われます。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。							
20	監査評価項目への追加	(A)【施設 監査】【保育 所】		・「全体的な計画」、「長期指導計画、短期指導計画」、「3歳児未満の個別指導計画」を作成し、内容が十分かの項目を追加する必要があるかと思われます。 ・指導計画に、「長時間にわたる保育」、「障害のある子供の保育」について位置づけているかを確認する項目を設ける必要があるかと思われます。 ・指導計画に基づく保育の実施、見直しが行われているか確認する項目が必要かと思われます。 ・保育日誌は保育の過程の記録であることから、保育日誌が作成されているか確認する項目が必要かと思われます。	・「全体的な計画」、「長期指導計画、短期指導計画」、「3歳児未満の個別指導計画」の観点について、監査評価項目に追加いたします。 ・指導計画に、「長時間にわたる保育」、「障害のある子供の保育」について位置づけているかについては、「長期指導計画、短期指導計画」の作成に係る監査評価項目の着眼点として追記いたします。 ・指導計画に基づく保育の実施、見直しについて、監査評価項目の着眼点に追加いたします。 ・保育日誌の作成については、全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。	●	●	●				
21	監査評価項目への追加	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】		保育所のNo.48～50では、労働安全衛生法に基づく職員の健康診断について評価項目としているが、幼保連携型認定こども園の評価項目にはないのはなぜか。	・監査評価項目に追加いたします。ただし、指導監督権限がない項目であるため、任意項目として定義します。		●					

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携型 認定こ ども園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保育 事業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保育 事業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教育・ 保育 施設等】
22	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「認可内容の変更を届け出ているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
23	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「園則を適切に定めているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
24	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「園日誌（学校日誌）を作成しているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
25	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
26	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「運営状況の報告を行っているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
27	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「園長を置いているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
28	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置いているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
29	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「資格を有する職種において、有資格者が配置されているか。」を追加 (園長、副園長等、保育教諭等、養護教諭等、栄養教諭等の資格)	・監査評価項目に追加いたします。		●					
30	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「園（学校）において備えなければならない表簿を整備しているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
31	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「自動車への乗降車時に、園児の所在を確認しているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
32	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	環境衛生基準に基づく環境衛生検査を適切に実施しているか。	・監査評価項目に追加いたします。		●					
33	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「園児の送迎を目的とした自動車を運行するときに、安全装置を用いて、降車の際の所在確認を行っているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
34	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「会計の原則に従って、会計処理及び計算書類の作成を適切に行っているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					
35	監査評価項目への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	「会計帳簿を適切に整備しているか。」を追加	・監査評価項目に追加いたします。		●					

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容（原文まま）	対応方針（案）	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ど も・ 子育 て支 援施 設等 】	(G) 【業務 管理 体制 の整 備に 関す る検 査】 【教 育・保 育施 設等 】
36	監査評価項目への追加	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	・施設の都合で保育時間を短縮していないか ・家庭保育を依頼していないか を確認する項目を設けた方がよいかと思われます。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正 化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目と しては定義しない方針とさせていただきます。なお、 自治体判断により個別で監査評価項目として追加 いただくことを想定します。							
37	監査評価項目への追加	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	「保護者に健康診断結果について連絡を取ってるか。」の 項目を追加した方がよいかと思われます。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正 化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目と しては定義しない方針とさせていただきます。なお、 自治体判断により個別で監査評価項目として追加 いただくことを想定します。							
38	監査評価項目からの削除	(E)【確認 指導監査】 【特定地域 型保育事 業】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	・No.38～40 選考 選考や転園の手続きは福祉事務所の業務のため、自主 点検の項目としては不要なのではないかと思ひます。	・ご指摘のとおりでありますため、本項目を削除いた します。				●	●		
39	監査評価項目からの削除	(A)【施設 監査】【保育 所】		・施設監査において、特定教育・保育施設等運営基準府 令を根拠とする項目を標準項目とするのは不適切ではな い。（なぜ、この項目だけ盛り込んでいるのか。）	・ご指摘の通り、施設監査の項目からは削除いたし ます。	●						
40	監査評価項目からの削除	(A)【施設 監査】【保育 所】		子ども子育て支援法に係る条項であり、保育所における評 価項目としてはNo.1 から4までに内包されているため、都道 府県における運営基準としては不要と思われます。	・ご指摘のとおりでありますため、施設監査の項目か らは削除いたします。	●						
41	監査評価項目からの削除	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】		施設監査において、特定教育・保育施設等運営基準府 令を根拠とする項目を標準項目とするのは不適切ではな い。（なぜ、この項目だけ盛り込んでいるのか。）	・ご指摘の通り、施設監査の項目からは削除いたし ます。	●	●					
42	監査評価項目の統合	(A)【施設 監査】【保育 所】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	44～46について 基本的な考え方が同じで、評価項目が異なる場合、まとめ られるものもあるのでは。保育所保育指針には歯科検診の 表記もあり	・基本的な考え方が同じである場合は、1 つの監査 評価項目にて定義する場合もありますが、ご指摘箇 所のような確認観点が複数確認できる場合は、分 けて定義しております。 ・保育所保育指針の歯科検診については、全国的 な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度 の観点から、標準的な監査評価項目としては定義 しない方針とさせていただきます。							
43	監査評価項目の統合	(C)【施設 監査】【家庭 的保育事業 等】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	当自治体では家庭的保育施設であっても事前の献立作 成、献立に基づく給食提供を求めています。市統一献立 （公立）を配信し援助しています。 42～44、47～49について ・内容が似通っているため、まとめてよいのでは。	・ご指摘のとおり、確認内容が重複しておりました監 査評価項目を統合いたします。	●		●				
44	監査評価項目の統合	(A)【施設 監査】【保育 所】		必要となる職員配置数は、各年齢区分ごとに小点数第1 位（小点数第2位以下切捨て）まで計算し、合計した数 を小点数以下四捨五入して求めるものと認識している。そ のため、各年齢区分ごとに職員配置基準を満たしている か、確認するものではないのではないか。	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の 記載に基づき、合計した数ではなく、各年齢区分毎 に、職員配置基準を満たしているかを確認する項目 としております。							
45	監査評価項目の統合	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	52・53について ・両項目とも栄養量の含有を聞く設問。当自治体としては 保育所は3か月分を確認しているが、幼保連携型認定こ ども園は1か月分の確認。また、幼保連携型認定こども園 において、1 号認定と2 号認定のお子さんの中でその子 にとつての栄養量の含有を把握する難しさを感じる。	・給食献立表の確認期間については、自治体毎に 差分がある項目と理解しました。そのため、監査実 施直近月との記載は削除し、自治体の実態に合わ せて設定いただくことを想定します。	●	●	●				

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【施設 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教育・ 保育 施設等】
46	監査調査項目の文言の更新	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	47について ・具体的に「検便」とは書けないのか。綿密な注意とは聞き取りなどの確認のみになる可能性がある。本市では調理業務にあたる日までに陰性結果が確認できていない場合は文書指示としている。	・綿密な注意であると、ご指摘の通り曖昧であるため、「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成15年社援基発第1212001号）」の通知も根拠とし、検便に関する確認項目として具体化します。	●		●				
47	監査調査項目の文言の更新	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「着眼点」	89について ・調理後の食品につき、やむを得ない場合の保存方法を確認する。⇒やむを得ない場合とは、どのような時を想定しているのか。	・着眼点には、既に「食事の提供過程を確認する。」との記載がありますので、御意見をいただきました「保存方法」に関する着眼点は削除いたします。		●					
48	監査調査項目の文言の更新	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「着眼点」	54について ・記載間違い。	・着眼点の記載のうち「児童の健康診断」を「職員の健康診断」に記載を改めました。			●				
49	監査調査項目の文言の更新	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	No.13 非常災害 非常災害に対する具体的計画とは避難訓練実施計画も含まれるのでしょうか。本市では「地震、風水害その他の非常災害に対する計画」として、避難訓練実施計画については確認していません。	・設備運営基準の文言に合わせて、文言を「避難訓練実施計画を作成しているか」から「非常災害に対する具体的計画を作成しているか」に修正いたします。	●		●				
50	監査調査項目の文言の更新	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	No.26 虐待等の禁止 どのような行為があったときにそれを虐待や不適切な関わりとして指摘するのか判断がしづらいと思います。	・児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為と定義しておりますが、自己点検・実地監査時に分かりやすいよう、同条の各号文を監査評価項目に記載いたします。	●	●	●	●	●		
51	監査調査項目の文言の更新	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	No.53～54 秘密保持等 どのような情報が利用者又はその家族の秘密に当たるのか判断がしづらいと思います。	・利用者又はその家族の秘密については、国通知や基準等を基に、ケース毎に自治体にて判断いただくことを想定します。							
52	監査調査項目の文言の更新	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	No.55～57 苦情への対応 どのような申し出が苦情に当たるのか判断がしづらいと思います（意見や提言等との違い）。	・保育施設に寄せられた申し出について、ケース毎に、利用者や近隣とのトラブルに発展する可能性等を考慮し、国通知や基準等を基に、自治体にて判断いただくことを想定します。							
53	監査調査項目の文言の更新	(A)【施設監査】【保育所】		設備運営基準第6条第1項で定める非常災害に対する具体的計画とは、避難訓練実施計画を指すのか。避難訓練の計画を求める根拠はどこにあるのか。（なお、当自治体では、消防法第8条と関連させて、消防法で定める消防計画を作成しているか、確認している。この点、認可外保育施設については、国通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」において、保育所の設備運営基準を参考に示した上で、証明書交付要領では、非常災害に対する具体的計画＝消防計画（消防法）と記載している。また、防火管理者の選任、届出についても評価事項としている。）	・「避難訓練実施計画を作成しているか」という文言は誤りでございます。確認すべき計画の名称は自治体によって異なることが考えられますことから、設備運営基準の表記に基づき、「非常災害に対する具体的計画を作成しているか」に修正いたします。	●						
54	監査調査項目の文言の更新	(A)【施設監査】【保育所】		「幼保連携型認定こども園」に限定する内容なのでしょうか？	・表記の誤りでございます。「幼保連携型認定こども園は」を、削除いたします。	●						

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容（原文まま）	対応方針（案）	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教 育・保 育施 設等】
55	監査調査項目の文言の更新	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】		幼保連携型認定こども園は、「屋外遊戯場」ではなく、「園庭」の文言を用いるべきではないか。	・ご指摘のとおりでありますため、文言を修正いたします。		●					
56	監査調査項目の文言の更新	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】		園舎ではなく、園庭の面積の評価項目ではないか。	・ご指摘のとおりでありますため、文言を修正いたします。		●					
57	事前提出書類・情報への追加	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	43・78について 当自治体では職員配置の点で直営、業務委託に関わらず栄養士又は管理栄養士の配置をに努めることとしているので、保健所や市町村等の栄養士が献立等に指導をする体制とはなっていない。施設数が多く個別の対応は難しいと思われる。希望があれば市の統一献立を配信は行っている。調理委託の場合、そもそもの委託業者の栄養士に相談ができるようになっていることも認められるとよいのではない か。当自治体は調理委託の場合委託業者に栄養士がいるかどうかを確認している。	・委託業者の栄養士については、監査評価項目において、「保育所や保健所、市町村『等』の栄養士」と記載している範囲で、ご判断いただくことを想定しております。							
58	事前提出書類・情報への追加	(D)【確認指導監査】 【特定教育・保育施設】	「事前提出情報・事前提出書類」	●安全管理や児童福祉法上必須のもの（事故報告、虐待防止体制等）は、必須リストとして明確化する。	・標準的な事前提出書類を定義し、自己点検票（標準様式）（案）のフォーマットとして整理します。							
59	事前提出書類・情報への追加	(A)【施設監査】【保育所】	「事前提出情報・事前提出書類」	91について ・事前提出資料として全体的な計画、1・4歳児の年間指導計画、月指導計画、週日指導計画を求めている。 ※指導計画の“養護”の「ねらい」「内容」を“教育”の内容で記載している施設、保育者が非常に多い。保育者が、成長著しい乳幼児期の子どもの個人差に十分な配慮を行っておらず、一人一人の子どもに応じた援助や関わりが不十分である事例も確認されている。 ・“養護”が“教育”の内容と混同されていないか、または教育的視点が優先されていないか、保育者が、子どもの個人差に配慮し、一人一人に応じた養護的関わりを実践しているか等、必要に応じて保育所保育指針を確認しながら技術的助言を行い、“養護”の視点の定着を図っている。	・事前提出書類として、「全体的な計画」・「長期的な指導計画」・「短期的な指導計画」を追加いたします。	●		●				
60	事前提出書類・情報への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.57 秘密保持 着眼点にある、漏洩、職員への周知、研修の有無の情報は必要と思います。	・標準的な事前提出情報としては自治体毎に監査手法が異なることから、定義しない方針とさせていただきます。							
61	事前提出書類・情報への追加	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.59 苦情窓口等必要な措置 苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の設置の有無の情報は必要と思います。	・標準的な事前提出情報としては自治体毎に監査手法が異なることから、定義しない方針とさせていただきます。							

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ど も・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教 育・保 育施 設等】
62	事前提出書類・情報への追加	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.8 第3者評価の受審 努力義務だが5年に1度という目安に対して勤奨が必要のため受審年度及び公表の有無の情報は必要と思います。	・標準的な事前提出情報としては自治体毎に監査手法が異なることから、定義しない方針とさせていただきます。							
63	事前提出書類・情報への追加	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.57 秘密保持 着眼点にある、漏洩、職員への周知、研修の有無の情報は必要と思います。	・標準的な事前提出情報としては自治体毎に監査手法が異なることから、定義しない方針とさせていただきます。							
64	事前提出書類・情報への追加	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.59 苦情窓口等必要な措置 苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の設置の有無の情報は必要と思います。	・標準的な事前提出情報としては自治体毎に監査手法が異なることから、定義しない方針とさせていただきます。							
65	事前提出書類・情報への追加	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.73他 職員配置 乳幼児数や職員数は、毎月の給付費請求の雇用状況報告書情報が取得できれば、施設からの再提供は不要と思います。	・保育業務施設管理プラットフォームにて、実装する際には、給付申請情報にて取得が可能な情報については、施設からの再提供は不要とする方針で、検討しております。詳細は、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。							
66	事前提出書類・情報への追加	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.162 調理員の配置 定員に基づく配置数が定められているので、施設の必要配置数情報は必要と思います。ただ、上記のとおり給付費請求情報を取得できれば不要です。	・保育業務施設管理プラットフォームにて、実装する際には、給付申請情報にて取得が可能な情報については、施設からの再提供は不要とする方針で、検討しております。詳細は、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。							
67	事前提出書類・情報への追加	(E)【確認指導監査】 【特定地域型保育事業】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.4 虐待防止 着眼点にある、行為、研修、マニュアル、整備、責任者設置の有無、早期発見・虐待防止対策の事前申告は必要と思います。	・標準的な事前提出情報としては自治体毎に監査手法が異なることから、定義しない方針とさせていただきます。							
68	事前提出書類・情報への追加	(E)【確認指導監査】 【特定地域型保育事業】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.29 事故防止の措置 自主点検項目としては文言が曖昧なので、マニュアルの有無、研修の有無、職員への周知の有無の情報が必要と思います。	・標準的な事前提出情報としては自治体毎に監査手法が異なることから、定義しない方針とさせていただきます。							
69	事前提出書類・情報への追加	(E)【確認指導監査】 【特定地域型保育事業】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.32 損害賠償 適用がない場合も多いので、加入の有無、適用件数は事前の申告が必要と思います。	・標準的な事前提出情報としては自治体毎に監査手法が異なることから、定義しない方針とさせていただきます。							
70	事前提出書類・情報への追加	(E)【確認指導監査】 【特定地域型保育事業】	「事前提出情報・事前提出書類」	・全体として 重要事項や費用徴収の確認項目があるので、運営規定・重要事項説明書・入園のしおりの事前提供は必要と思います。	・「運営規程」「重要事項説明書」「入園のしおり」を、事前提出書類に追加いたします。				●	●		

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ど も・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教 育・保 育施 設等】
71	事前提出書類・情報への追加	(D)【確認指導監査】 【特定教育・保育施設】	「事前提出情報・事前提出書類」	下記の書類を事前に提出いただくことで、監査時の大半の突合作業な事前に可能になり、当日の負担が減少する。 これ以上の細分化や日常記録の全量提出は園側の負担が大きくなるため、監査時の現場確認とする。 ●施設型給付費関連として、請求データとの整合確認に必須なため、各月ごとの在籍児数、利用日数、欠席日数、退園・入園日がわかるもの（出席簿やシステム出力） ●配置基準や加算要件の充足確認に必要なため、常勤・非常勤別、資格有無、配置加算該当の有無が確認できるもの（職員配置表（年度初め＋直近月分））。 ●延長保育加算、障害児保育加算等、加算予見の適性判断に必要な、加算要件関連の証拠資料（システム出力可）。 ●処遇改善等加算の使途制限の遵守確認に必要な年度末報告書や給与明細の該当部分の抜粋。 ●定員変更、職員変更等の変更届の写しまたは P D F データ。 ●請求システム出力データ	・確認指導監査で、給付費の支給の確認を行う際には、保育業務施設管理プラットフォーム上で給付申請情報を参照可能とし、施設からの再提供は不要とする方針で、検討しております。詳細は、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。							
72	着眼点への追記	(B)【施設監査】 【幼保連携型認定こども園】	「着眼点」	・2 「保護者説明会や職員会議録・保育記録等に人格を尊重した保育について表記されているかを確認する。」を「保護者説明会や職員会議録・保育記録等に人格を尊重した保育の視点で対応しているかを確認する。」に表現を変えた方がよいのではないかと。（（A）保育所の5、（D）特定教育・保育施設の2、（E）特定地域型保育事業の2でも同様の項目あり）	・修正案のとおり修正いたします。				●	●		
73	着眼点への追記	(D)【確認指導監査】 【特定教育・保育施設】	「着眼点」	・45 個人情報に対して、物理的な対策がとられているかを確認した方がよいのではないかと。 データ上の個人情報にパスワードを設けることや、紙ベースの資料を鍵がかかる棚に保管する等、個人情報の閲覧に対して制限がかけられているか等の確認。	・着眼点に追記させていただきます。				●	●		
74	着眼点への追記	(D)【確認指導監査】 【特定教育・保育施設】	「監査評価項目・自己点検項目」	● 情報管理・個人情報保護 【課題】I C T 化が進む中、園児や職員の個人情報保護は重要だが、点検項目が不足している。 【具体的提案】情報管理責任者の設置、情報漏洩防止の研修実施、I C T 機器へのアクセス権限管理	・着眼点に追記させていただきます。	●	●	●	●	●		
75	着眼点への追記	(D)【確認指導監査】 【特定教育・保育施設】	「着眼点」	● No.34：相談及び援助 【課題】発達支援や虐待対応等、外部機関と連携できているかは子どもの安全に直結する。 【具体的提案】過去1年間の外部機関連携の記録を確認する。	・着眼点に追記させていただきます。				●	●		
76	着眼点への追記	(D)【確認指導監査】 【特定教育・保育施設】	「着眼点」	● No.37：運営規程 【課題】整備されていても実際の現場で運用されない場合がある。 【具体的提案】緊急時の対応、非常災害対策などは直近の事例対応記録や職員聞き取りを行う。 No 35との関連性もあり。	・着眼点に追記させていただきます。				●	●		
77	着眼点への追記	(D)【確認指導監査】 【特定教育・保育施設】	「着眼点」	● No.40勤務体系の確保等 【課題】研修計画・履行の体系化不足 【具体的提案】年度研修マトリクスを提出し、未受講者の歩行計画を求める。	・着眼点に追記させていただきます。				●	●		

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教育・ 保育 施設等】
78	着眼点への 追記	(D)【確認 指導監査】 【特定教育・ 保育施設】	「着眼点」	・No.59：ヒヤリハットの記録 【課題】記録行為自体が目的化する恐れ。 【具体的提案】原因分析、再発防止策の記載を必須とする。	・着眼点に追記させていただきます。				●	●		
79	着眼点への 追記	(D)【確認 指導監査】 【特定教育・ 保育施設】	「着眼点」	・No.67：公道価格 【課題】処遇改善加算等の誤用は返還対象となるため、適切な使途の把握が必須。 【具体的提案】使途内訳の記録確認、支払信憑（給与明細、振込記録）との照合、残額・繰越の取扱い確認	・使途内訳の記録確認、支払信憑及び、残額・繰越の取扱いの確認について着眼点として追記いたします。				●	●		
80	着眼点への 追記	(A)【施設 監査】【保育 所】	「着眼点」	24について ・これまでに対応してきた保育所における不適切な保育や虐待に関する事案については、当該施設における研修の実施状況や職員の専門性向上への取組、および施設長がその責務を適切に果たしているか否かと密接に関連していることが確認されている。 ・不適切な保育や子どもの人権に関わる事案が発生した場合、当該事案が養護の内容として適切であったか、また、子どもの発達段階や興味・関心に即した保育内容であったかについて、判断が困難なケースも少なくない。 ・このような場合には、事案の課題解決に向け、「施設としての取組状況」および「施設長の責務遂行の実態」を把握した上で、必要に応じて、改善に向けた指摘や助言・指導を行うこととしている。	・虐待防止研究の有無、責任者の設置有無については、別の「虐待等の防止」に関する監査評価項目の着眼点にて確認しておりますため、Aの24には追記不要とします。							
81	着眼点への 追記	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「着眼点」	・No.5職員の数等 確認資料の中に資格証が含まれていません。保育所調書には資格証の確認も含まれており、幼保連携型認定こども園でも幼稚園教諭の普通免許状や保育士証等を資料に入れた方がよいのではないのでしょうか。	・着眼点に追記いたします。		●					
82	着眼点への 追記	(C)【施設 監査】【家庭 的保育事業 等】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	・No.55 運営規定 自主点検にも「内容が適正か、重要事項説明書と整合しているか」の視点が必要と思います。ただ、不備があった際に、未策定と同じ文書指摘は重いので、本市では口頭指摘にしています。	・設備運営基準の記載に倣い、監査評価項目としては書類の整備有無までの確認といたします。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。							
83	着眼点への 追記	(C)【施設 監査】【家庭 的保育事業 等】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	・No.73 家庭的保育者、保育補助者の数 家庭的保育補助者の資格についての確認項目も必要と思います。	・着眼点に追記いたします。			●				
84	着眼点への 追記	(C)【施設 監査】【家庭 的保育事業 等】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	・No.103、174 保育従事者の数 保育士以外の保育従事者の資格についての確認項目も必要と思います。	・着眼点に追記いたします。			●				
85	着眼点への 追記	(A)【施設 監査】【保育 所】		1～4については、書類の確認も行いますが、主に現場での保育士の言動や、子どもの反応を見た後に、不自然な点があればヒヤリングで園長主任等が日々どのように保育現場と関り、指導しているかを確認します。	・保護者への健康診断結果の連絡は、全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。	●	●	●				
86	着眼点への 追記	(A)【施設 監査】【保育 所】		当該行為を不適切保育として園で把握（認識）していない場合は苦情・事故案件として記録していないことが想定されるため、個人別記録を含め保育日誌等の日々の保育に関する記録を確認する際にも注意が必要と思われます。	・着眼点に追記いたします。	●	●	●	●	●		

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容（原文まま）	対応方針（案）	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認定 こども園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教 育・保 育施 設等】
87	着眼点への 追記	(A)【施設 監査】【保育 所】		標準的な確認項目として前回指摘の有無に関わらず確認 する書類として以下のとおり追加 ・事案についての対応記録（関係機関との連絡、園での 様子等） ・児童出欠簿（長期欠席児童の有無）	・着眼点に追記いたします。	●	●	●	●	●		
88	着眼点への 追記	(A)【施設 監査】【保育 所】		適切に提供されているかを確認する書類として以下を追加 ・給食日誌（実施献立）	・着眼点に追記いたします。	●	●	●				
89	着眼点への 追記	(A)【施設 監査】【保育 所】		確認する書類として以下のとおり追加 ・給食日誌・給食（献立）会議等の記録 児童の嗜好、発達状況の情報収集、共有が行われている か確認している。	・着眼点に追記いたします。	●	●	●				
90	着眼点への 追記	(A)【施設 監査】【保育 所】		着眼点として、「児童票（家庭状況等の記録を含む）」、 「保育経過記録」が整備されているか、確認する必要があ ると思われます。	・着眼点に追記いたします。	●		●				
91	着眼点への 追記	(D)【確認 指導監査】 【特定教育・ 保育施設】	「着眼点」	● No.64：記録の整備 【課題】システムと実記録が一致しないと過誤請求とな る。 【具体的提案】システムデータと園内台帳の突合、訂正 履歴の確認（誤入力、修正の理由記録）	・設備運営基準を根拠とするため、記録を整備して いるかの観点で記載しておりますが、実記録との突 合等については、自治体の実態等に合わせ、監査 評価項目等の更新をいただくことを想定します。							
92	着眼点への 追記	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「着眼点」	当該行為を不適切保育として園で把握（認識）してい ない場合は苦情・事故案件として記録していないことが想 定されるため、個人別記録を含め保育日誌等の日々の保育 に関する記録を確認する際にも注意が必要と思われます。	・着眼点に追加いたします。	●	●	●	●	●		
93	着眼点への 追記	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「着眼点」	標準的な確認項目として前回指摘の有無に関わらず確認 する書類として以下のとおり追加 ・事案についての対応記録（関係機関との連絡、園での 様子等） ・児童出欠簿（長期欠席児童の有無）	・着眼点に追記いたします。	●	●	●	●	●		
94	着眼点への 追記	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「着眼点」	適切に提供されているかを確認する書類として以下を追加 ・給食日誌（実施献立）	・着眼点に追記いたします。	●	●	●				
95	着眼点への 追記	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「着眼点」	確認する書類として以下のとおり追加 ・給食日誌・給食（献立）会議等の記録 児童の嗜好、発達状況の情報収集、共有が行われている か確認している。	・着眼点に追記いたします。	●	●	●				
96	着眼点からの 削除	(A)【施設 監査】【保育 所】		「差別的な取扱いをしてはならない。」の着眼点として、意 識向上を図る取組（研修等）まで必ずしも確認する必要 はないのではないか。（差別的な取扱いが確認できた場合 に指摘すればよいのでは。）	・ご指摘のとおりでありますため、本記載を着眼点か ら削除いたします。	●	●	●	●	●	●	
97	着眼点からの 削除	(A)【施設 監査】【保育 所】		・献立作成者の職種を確認する意図を確認したい。 ・食事のサンプルや写真配信（アプリ）が認可保育所では 義務付けられていないため、確認する根拠がないと思われ る。	・献立作成者の職種については、根拠法令と直接 関連のある事項ではないため、削除いたします。 ・食事のサンプルや写真配信（アプリ）については、 記載削除いたします。	●	●	●				
98	着眼点からの 削除	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「着眼点」	・献立作成者の職種を確認する意図を確認したい。 ・食事のサンプルや写真配信（アプリ）が幼保連携型認 定こども園では義務付けられていないため、確認する根拠が ないと思われる。	・献立作成者の職種については、根拠法令と直接 関連のある事項ではないため、削除いたします。 ・食事のサンプルや写真配信（アプリ）についても、 記載削除いたします。	●	●	●				

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ど も・ 子育 て支 援施 設等 】	(G) 【業務 管理 体制 の整 備に 関す る検 査】 【教 育・ 保 育施 設等 】
99	口頭指摘事項への変更	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	○評価区分について、全体的に文書指示が多い印象がありますので、法令等の違反について、一律に文書指示とするのではなく、軽微な違反については口頭指示とする方がよいと思われます。ただ、何が軽微なのかについて線引きするのも困難かと思われます。	・評価区分の定義に従い、文書指摘事項といたします。ケースによって、自治体毎の判断にて、口頭指摘事項又は助言指導事項としていただく想定です。							
100	口頭指摘事項への変更	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	・No.26,27園具及び教具 必要な教具・用具が設けられているか、改善・補充されているかの判断基準が難しく、監査調書では文書指示となっていますが、当自治体の基準ではNo.26は口頭指示、No.27は助言指導としています。	・評価区分の定義に従い、文書指摘事項といたします。ケースによって、自治体毎の判断にて、口頭指摘事項又は助言指導事項としていただく想定です。							
101	口頭指摘事項への変更	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	・No.2,3,12,14,15 基本的な考え方（根拠条文）は「原則として」となっていますが、評価項目・点検項目に「原則として」がなく評価区分が文書指摘なので、指摘すべきか判断に迷うと思います。	・「原則として」と記載がある項目についても、評価区分の定義に従い、文書指摘事項とさせていただきます。「原則」に当てはまらない場合は、関連通知等を参考に対象外とすることを想定します。							
102	口頭指摘事項への変更	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	評価区分の懸念点	・No.20 毎月一回の避難及び消火訓練 文書指摘 地震、水害、不審者など現場は実用性のある様々な避難訓練を検討し毎月実施しています。そのため「消火訓練」の毎月実施は文書指示に当たるほどの重要性はないと考えており、本市では口頭指示です。実際に消火訓練の漏れた月があり指摘を置く件数は少なく、文書指摘に変更した場合の影響が懸念されます。	・評価区分の定義に従い、文書指摘事項といたします。ケースによって、自治体毎の判断にて、口頭指摘事項又は助言指導事項としていただく想定です。							
103	口頭指摘事項への変更	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	評価区分の懸念点	・No.52～54 労働安全衛生法に基づく職員の健康診断関係 文書指摘 所管法令ではなく、指導権限がないと議論されている中、違反に対して文書指摘とするのは難しいのではないかと思います。本市では口頭指摘の取扱いとしています。	・指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目とし、監査調書一覧（案）上では、「参考項目」として整理しております。 ・また、ご指摘のとおり、No.50の着眼点の「児童」を「職員の」に修正いたしました。	●		●				
104	口頭指摘事項への変更	(E)【確認指導監査】【特定地域型保育事業】	「監査評価項目・自己点検項目」	・No.65 公定価格 及び全体として留意事項通知の内容が非常に多いため、1項目で文書指示とするのは厳しいと思います。また、当該府令の条文は大まかな記述が多く、文書指摘口頭指摘といった監査基準には向いていないため、本市では、基本的な考え方を示すのみとし、監査基準に含めた方がよいものだけ基準に入れています。	・給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可とします。（ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認する。）				●	●		
105	口頭指摘事項への変更	(E)【確認指導監査】【特定地域型保育事業】	評価区分の懸念点	・No.25 苦情記録 「苦情」の定義・解釈が明確ではなく、文書指摘の基準としては曖昧と感じます。また、記録よりも、対応することが重要であるため、本市では当該項目は口頭指摘としています。	・評価区分の定義に従い、文書指摘事項といたします。ケースによって、自治体毎の判断にて、口頭指摘事項又は助言指導事項としていただく想定です。							
106	口頭指摘事項への変更	(E)【確認指導監査】【特定地域型保育事業】	評価区分の懸念点	・No.30 事故報告 市への報告が必要とされる事案のレベルは自治体によって異なります。本市では、病児受診は全て報告としているため、この項目を「市への報告」「保護者への連絡」「必要な措置を講じる」の3つに分け、必要な措置を文書指摘、その他を口頭指摘にしています。	・自治体により、差分があることを考慮し、ケースによって、自治体毎の判断にて、口頭指摘事項又は助言指導事項としていただくことや、自治体判断により個別で監査評価項目を更新いただくことを想定します。							
107	助言指導事項への変更	(A)【施設監査】【保育所】		業務継続計画の策定は、努力義務のため、文書指摘ではない。	・助言指導事項に修正いたします。	●	●					

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教育・保 育施設 等】
108	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「着眼点」	No.104 委託費の経理に係る指導監督 別表 3 及び別表 4 の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えていることをどのように確認する想定なのでしょうか。対象経費の支出額の確認には資金収支計算書等の計算書類が必要ですし、改善基礎分については計算書類に記載がないため、施設管理プラットフォームから照会する等の方法も検討すべきではないでしょうか。	・着眼点及び事前提出書類に、「資金収支計算書等の計算書類」を追記します。 ・保育業務施設管理プラットフォームから照会する等の方法については、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。	●						
109	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「着眼点」	No.105 委託費の経理に係る指導監督 No.104と同様ですが、対象経費の支出額の確認には資金収支計算書等の計算書類が必要ですし、委託費の3カ月分（賃金改善要件分を除く）については計算書類に記載がないため、施設管理プラットフォームから照会する等の方法も検討すべきではないでしょうか。	・着眼点及び事前提出書類に、「資金収支計算書等の計算書類」を追記します。 ・保育業務施設管理プラットフォームから照会する等の方法については、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。	●						
110	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	・No.102～107：「適正な取扱いとなっているか」「要件が充足されているか」だけだと、どのように確認すべきか、どういった状況を「良好」な状態と判断すべきか、担当者によって大きく判断に差が出るように思います。この点、確認箇所、確認方法、判断基準等を可能な限り、具体的に記載するのはいかがでしょうか（所定の書類で定量的に判断できるものについては、チェック表を設けることも一案かと思えます）。	・ご意見を踏まえ、会計に関する監査評価項目を追加いたしました。着眼点等に示す、「適正な」を判断するための確認方法等については、次年度対応を検討してまいります。	●						
111	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	・No.97：保育所を経営する事業に係る区分会計の管理状況を確認したい場合、「保育所を経営する事業に係る区分会計の」といった枕詞を入れたほうがよろしいのではないかと思います。	・「保育所を経営する事業に係る区分会計の」収支計算書又は損益計算書という文言で表現させていただきます。	●						
112	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	・No.98及び99：「監査評価項目・自己点検項目」、「着眼点」がともに重複しているように見えるため、統合することを検討してもいいように思います（全体的に確認項目が多いため、他も同様です）。	・No.98と99は、「保育所の設置認可等について」通知の、「②社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件」のウとエの分類に合わせて起票しているため、現状のままとさせていただきます。							
113	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.101：自治体への提出情報を確認するようなものは、今後、システムの事前に検証できないものではないでしょうか。	・今後の検討の参考とさせていただきます。							
114	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.102,103：社福会計基準以外の場合、個々の担当者の判断ミスを防ぐために「保育所の」又は「施設の」といった枕詞を入れたほうがよろしいのではないかと思います（余談ですが、同項目の着眼点に「企業会計により理会計処理を～」という誤字がありました）。	・「保育所の」の文言を追記します。	●						
115	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「着眼点」	・上記意見と重複しますが、「～を確認する」の文言だけでなく具体的に検証することが難しいように思います（定性的なもの、定量的のものともに）。例えば、「基本的な考え方（根拠条文）」、「監査評価項目・自己点検項目」を踏まえて、「何の資料の、どの箇所を、どのように確認して、その結果をどう判断すればいいのかわかる」明確にしたほうがいいように思います。	・ご意見を踏まえ、会計に関する監査評価項目を追加いたしました。着眼点等に示す、「適正な」を判断するための確認方法等については、次年度対応を検討してまいります。	●						
116	会計に関するご意見	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.196：自治体への提出情報を確認するようなものは、今後、システムの事前に検証できないものではないでしょうか。	・今後の検討の参考とさせていただきます。							
117	会計に関するご意見	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.194：保育所を経営する事業に係る区分会計の管理状況を確認したい場合、「保育所を経営する事業に係る区分会計の」といった枕詞を入れたほうがよろしいのではないかと思います。	・「家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分会計の」収支計算書又は損益計算書という文言で表現させていただきます。			●				

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教育・保 育施設 等】
118	会計に関する意見	(C)【施設監査】【家庭的保育事業等】	「着眼点」	No.195,196：「～を確認する」の文言だけでなく具体的に検証することが難しいのではないだろうか（定性的なもの、定量的のものともに）。例えば、「基本的な考え方（根拠条文）」、「監査評価項目・自己点検項目」を踏まえて、「何の資料の、どの箇所を、どのように確認すればいいのか」明確にしたほうがいいように思います。	・ご意見を踏まえ、会計に関する監査評価項目を追加いたしました。着眼点等に示す、「適正な」を判断するための確認方法等については、次年度対応を検討してまいります。	●						
119	会計に関する意見	(D)【確認指導監査】【特定教育・保育施設】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.61：上記同様、特定の区分会計の管理状況を確認したい場合、「○○の事業に係る区分会計の」といった枕詞を入れたほうがよろしいのではないかと思います。	・No.61の場合「特定教育・保育施設の事業に係る区分会計の」という文言を追記いたします。				●			
120	会計に関する意見	(E)【確認指導監査】【特定地域型保育事業】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.33：上記同様、特定の区分会計の管理状況を確認したい場合、「○○の事業に係る区分会計の」といった枕詞を入れたほうがよろしいのではないかと思います。	・No.33の場合「特定地域型保育事業に係る区分会計の」という文言を追記いたします。					●		
121	会計に関する意見	(E)【確認指導監査】【特定地域型保育事業】	「着眼点」	・No.62：会計に関する記録について、例示だどこまで求められればいいのか、担当者によって判断が大きく分かれる可能性があるため、最低限必要とする書類、当該書類が備えるべき要件等を挙げることは可能でしょうか。	・着眼点に例示している書類を参考として示しております。							
122	会計に関する意見	(F)【確認指導監査】【特定子ども・子育て支援施設等】	「着眼点」	・No.18：会計に関する記録について、例示だどこまで求められればいいのか、担当者によって判断が大きく分かれる可能性があるため、最低限必要とする書類、当該書類が備えるべき要件等を挙げることは可能でしょうか。	・着眼点に例示している書類を参考として示しております。							
123	会計に関する意見	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	No.97～No.101 社会福祉法人以外の者に対する設置認可の条件 社会福祉法人については計算書類の作成、提出についてのチェック項目は不要なのでしょうか（当然のことであるため省略している？）。	・社会福祉法人等を含む設置認可の条件について、「児童福祉行政指導監査の実施について（令和7年こ成事第175号通知）」を基に、監査評価項目を追加しました。	●						
124	会計に関する意見	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	No.102 委託費の経理に係る指導監督 何をもって、「計算書等及び現況報告書は、各事業区分、拠点区分ごと、及び経年の整合性について、適正」と言えるのか判断しづらいと思います。提出された計算書等が各会計基準に適合しているかを細かく確認するのか、それとも特定の項目に絞って確認するのか等、適正と判断できる基準が必要だと思います。	・ご意見を踏まえ、会計に関する監査評価項目を追加いたしました。着眼点等に示す、「適正な」を判断するための確認方法等については、次年度対応を検討してまいります。	●						
125	会計に関する意見	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	No.104～No.107 「「経理等通知」の「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守しているか」については、その確認範囲は多岐にわたっており、少なくとも1～4を項目分けすることを検討してもよいのではないだろうか。	・御意見を踏まえ、経理等通知の確認項目を追加いたしました。	●						
126	会計に関する意見	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	No.106 委託費の経理に係る指導監督 「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われているのであれば、「経理等通知」の「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守していることにはならないと思いますが、この項目は何を確認する項目なのか分かりづらいと思います。	・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の内容に関するご意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。							

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教育・保 育施 設等】
127	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「事前提出情報・事前提出書類」	No.102～No.107 必ずしも事前である必要はないかと思いますが、少なくとも以下の書類が必要になると思います。 収支予算書（社会福祉法人以外）・・・前期末支払資金残高の取崩しが予算額の3%未満かの確認に必要 貸借対照表（社会福祉法人）・・・年度末時点の貸付の有無の確認に必要 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書・・・他拠点への拠出の有無や拠出先、資金使途の確認に必要 預金残高証明書等・・・預金や積立資産が安全確実に換金性の高い方法となっているかの確認に必要	・事前提出書類に追加いたします。	●						
128	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「着眼点」	No.103 委託費の経理に係る指導監督 記載されている計算書等では①から⑦までに掲げる要件が充足されているかを確認できないと思います。	・事前提出書類を追加いたします。	●						
129	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「着眼点」	No.106 委託費の経理に係る指導監督 「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていることをどのように確認する想定なのでしょうか。資金収支計算書だけでは支出の詳細が確認できないため、総勘定元帳での確認が必要になりますし、他拠点への拠出が弾力運用対象外経費に充てられている場合には、事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書や拠出先拠点の計算書類等が必要になると思います。	・事前提出書類に追加いたします。	●						
130	会計に関するご意見	(E)【確認指導監査】 【特定地域型保育事業】	「事前提出情報・事前提出書類」	・No.33 会計区分 民間保育所と異なり使途制限はありませんが、著しい逸脱は不可との事務連絡が国からあるため、給付費の適正使用について一定の確認をする必要があるため、社会福祉法人も含め、事前に計算書類の提出は必要と思います。	・「特定地域型保育事業に係る区分会計の収支計算書又は損益計算書」を事前提出書類へ追加いたします。				●	●		
131	会計に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】	「監査評価項目・自己点検項目」	収支計算分析表上だけでは、経理等通知の「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守しているかどうかの確認が困難である。 決算書と附属明細書、補助簿を確認する必要がある（事前提出書類は決算書と附属明細書）。 なお、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守しているかどうかを確認するにあたり、監査評価項目が包括的でわかりにくい、別紙2のとおり細分化したほうが良い。 特に別紙2のⅡ-1(2)アの項目については、多数展開事業者において近年問題になっているため、標準的な確認項目として盛り込むべきである。	・ご意見を踏まえ、会計に関する監査評価項目を追加いたしました。着眼点等に示す、「適正な」を判断するための確認方法等については、次年度対応を検討してまいります。	●						
132	会計に関するご意見	(D)【確認指導監査】 【特定教育・保育施設】	「着眼点」	・No.64：会計に関する記録について、例示だとしてどこまで求めればいいのか、担当者によって判断が大きく分かれる可能性があるため、最低限必要とする書類、当該書類が備えるべき要件等を挙げることは可能でしょうか。	・着眼点に例示している書類を参考として示しております。							
133	監査項目の量に関するご意見	(B)【施設監査】 【幼保連携型認定こども園】	「監査評価項目・自己点検項目」	・No.62～設備の基準、No.18～園舎に備えるべき設備全体的に設備面の確認項目が多く、監査担当者が配置図設計図や施工記録等を見て、事前又は当日に適否の判断をする事は難しいと感じます。施設の自己点検項目とするか、事前提出情報に記載していただくか、認可時に確認しているものとして項目から外すか等、検討が必要だと思います。	・「直近の監査において指摘があった場合」又は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎年の確認を任意とする項目を定義いたしました。	●	●	●				

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容（原文まま）	対応方針（案）	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教 育・保 育施 設等】
134	監査項目の 量に関するご 意見	全体	全体	・全体を通して 監査調書一覧（案）の監査項目で運用すると、実 地監査は1施設にどれくらいの日数・時間をかける想定で しょうか。当自治体では1施設に半日をかけている現状です が、一覧の項目を網羅するとと厳しいかと思われます。	・監査調書一覧（案）の活用の想定については、 これまで通り、自己点検票の回答や、事前提出情 報・事前提出書類の確認結果を基に必要と判断し た項目についてののみ、実地にて確認いただくことを想 定します。 ・また、「直近の監査において指摘があった場合」又 は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎 年の確認を任意とする項目を、参考として定義いた しました。							
135	監査調書一 覧の取扱い 方針に関す るご意見	(A)【施設 監査】【保育 所】		改正予定の国通知も、現行と同様に、技術的助言の位 置付けか。それであれば、今回標準化する監査評価項目 も、技術的助言の位置付けとなり、各項目を実際に適用 するか否か、自治体が選択できる形式となるのか。（必須 項目とするならば、技術的助言である国通知との整合性は どのように考えたらよいか。なお、参酌基準も含まれている と思われる。）	・技術的助言の位置づけであるため、国として示す 標準的な一覧を基に、自治体の独自基準や実態 等に則し、各項目の内容の更新等を行っていただく 予定です。 ・また、関連する国通知との整合については、第1回 検討会のご意見等を踏まえ、整理を行っておりま す。							
136	監査調書一 覧の取扱い 方針に関す るご意見	(A)【施設 監査】【保育 所】		自己点検項目及び事前提出書類は、各項目ごとに、自 治体が取捨選択できるようにしてはどうか。（監査の手法 は、自治体によって様々。どの程度の書類を事前に提出さ せて確認するかは、監査の人員体制や方針等によって異な る。）	・自己点検項目や事前提出書類の取捨選択につ いて、標準化の方針を検討してまいります。							
137	監査調書一 覧の取扱い 方針に関す るご意見	(A)【施設 監査】【保育 所】		評価区分について、各項目ごとに、自治体で文書指摘か、 口頭指摘か、選べるようにしてはどうか。	・システム化に当たっては、別途今後の要件定義の 中で検討してまいります。							
138	監査調書一 覧の取扱い 方針に関す るご意見	(A)【施設 監査】【保育 所】		根拠法令や関係法令等が、結果通知の様式に反映され る仕組みなのであれば、設備運営基準等を自治体の条例 等に置き換えて表示できる仕様となるのか。（国基準は施 設に直接適用されるものではなく、自治体が条例を定める ための基準であるため。）	・システム化に当たっては、別途今後の要件定義の 中で検討してまいります。							
139	監査調書一 覧の取扱い 方針に関す るご意見	(A)【施設 監査】【保育 所】		助言指導事項を評価項目に入れるかどうか、検討の余地 があるのではないか。（都の場合、助言指導事項とする評 価項目はない。）	・義務化はしてありませんが努力義務においても、監 査にて確認いただきたいため、監査評価項目として 定義させていただきます。							
140	監査調書一 覧の取扱い 方針に関す るご意見	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】		職員配置に係る努力義務（副園長又は教頭、主幹養護 教諭、養護教諭又は養護助教諭、事務職員）は、助言 指導事項であっても、評価項目に入れない方がよいのでは ないか。	・義務化はしてありませんが努力義務においても、監 査にて確認いただきたいため、監査評価項目として 定義させていただきます。							
141	監査調書一 覧の取扱い 方針に関す るご意見	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】		設備に係る努力義務（①放送聴取設備、②映写設備、 ③水遊び場、④園児清浄用設備、⑤図書室、⑥会議 室）は、助言指導事項であっても、評価項目に入れない 方がよいのではないか。	・義務化はしてありませんが努力義務においても、監 査にて確認いただきたいため、監査評価項目として 定義させていただきます。							
142	監査調書項 目の自治体 間の差分に 関するご意 見	(C)【施設 監査】【家庭 的保育事業 等】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	・No.73他 職員配置 月単位で確認をするのか、時間帯別で確認をするのか、自 治体間で考え方や基準が異なると思います。本市でも、小 規模AB事業所内は時間帯別の基準がありますが、家庭 的と小規模Cはないなど、類型により異なり、課題感があり ます。	・標準的な項目としては月単位で定義とさせていた できます。							
143	監査調書項 目の自治体 間の差分に 関するご意 見	(A)【施設 監査】【保育 所】		設備運営基準に定める「職員、財産、収支及び入所して いる者の処遇の状況を明らかにする帳簿」とは何か、国が 想定している帳簿を示していただきたい。（着眼点に記載 のある書類が施設にない場合に、設備運営基準第14条 のみで指摘ができるのか。）	・着眼点に例示している書類を参考としていただきた いです。							

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教育・ 保育 施設等】
144	関連法令等に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】		着眼点で、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員に言及するのであれば、以下の国通知を関連法令に追加してはどうか。 平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	ご提案いただきましたとおり、当該国通知を関連法令に記載いたします。	●	●	●	●	●		
145	関連法令等に関するご意見	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】		着眼点で、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員に言及するのであれば、以下の国通知を関連法令に追加してはどうか。 平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	・ご提案いただきましたとおり、左記国通知を関連法令に記載いたします。	●	●	●	●	●		
146	行政手続法Q&A Q14に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】		「行政手続法Q&A Q14」では、「行政指導は、行政指導を行う役所の任務や所掌する事務の範囲内で行われなくてはならない」とされているが、地方分権の提案を受けて国において確認した結果、施設監査において、他の官庁・部署の所掌事務について指導することが不適切であるという見解を得たのか等、教えていただきたい。 議論の大前提となるため、全国への意見照会においても、「行政手続法Q&A Q14」の解釈の確認結果を明らかにしていただきたい。（今後、自治体が独自に他法関係の項目を追加するか検討する上でも、参考になる。）	・指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目とし、監査調書一覧（案）上では、「参考項目」として整理しております。	●	●	●				
147	行政手続法Q&A Q14に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】		設備運営基準第6条第1項のみでは、消防法第17条の3の3を根拠とする消防用設備等の点検について指摘することはできないと考えるが、「行政手続法Q&A Q14」との兼ね合いで、消防署の所管事項について指導することは問題がないのか。	・指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目とし、監査調書一覧（案）上では、「参考項目」として整理しております。	●		●				
148	行政手続法Q&A Q14に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】		職員の健康診断について、設備運営基準第12条第4項は漠然とした規定であるため、雇入時健康診断及び年に1回の定期健康診断を指摘するためには、労働安全衛生法を根拠とせざるを得ず、評価項目にも盛り込んでいるものと思われる。この点、「行政手続法Q&A Q14」との兼ね合いで、労働基準監督署の所管事項について、指導することは問題がないのか。（「行政手続法Q&A Q14」に関する懸念から、労働基準法等の項目を外したこととの整合性等について伺いたい。） No.50の着眼点、「児童の…」を「職員の…」に修正。	・指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目とし、監査調書一覧（案）上では、「参考項目」として整理しております。・また、ご指摘のとおり、No.50の着眼点の「児童」を「職員の」に修正いたしました。	●		●				
149	行政手続法Q&A Q14に関するご意見	(A)【施設監査】【保育所】		設備運営基準では、3階以上に保育室を設ける場合に、カーテン敷物等の防災処理が求められるが、消防法上は、階数に関係なく、防災性能が求められる。階数を問わず、指摘できる項目にした方がよろしいか。（「行政手続法Q&A Q14」に抵触しない場合）	・設備運営基準を根拠とするため、本項目は、3階以上に保育室を設ける場合のままとさせていただきます。							
150	行政手続法Q&A Q14に関するご意見	(B)【施設監査】【幼保連携型認定こども園】		設備運営基準では、3階以上に保育室等を設ける場合に、カーテン敷物等の防災処理が求められるが、消防法上は、階数に関係なく、防災性能が求められる。階数を問わず、指摘できる項目にした方がよろしいか。（「行政手続法Q&A Q14」に抵触しない場合）	・設備運営基準を根拠とするため、本項目は、3階以上に保育室を設ける場合のままとさせていただきます。							

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容（原文まま）	対応方針（案）	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教 育・保 育施 設等】
151	行政手続法 Q&A Q14 に関するご意 見	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】		着眼点に、「設備が関連する法律や規制（例えば、消防 法、建築基準法など）に基づいて設置されているか確認 する。」とあるが、他法に違反している場合、文書指摘する 想定なのか。（「行政手続法Q&A Q14」に抵触しないの か。）	・指導監督権限がないため行政指導は実施できな いが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有す る行政機関と連携する等を求める項目とし、監査 調書一覧（案）上では、「参考項目」として整理し ております。	●	●	●				
152	経過措置一 覧に関するご 意見	(A)【施設 監査】【保育 所】		経過措置一覧に、幼保連携型認定こども園の経過措置 が含まれている。（No.3）	・ご指摘のとおりでありますため、経過措置一覧を修 正いたします。	●						
153	経過措置一 覧に関するご 意見	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】		・No.1の参考元資料は、保育所の事務連絡であり、誤り ではないか。（正しくは、「幼保連携型認定こども園の学級 の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取 扱いについて（通知）」（令和7年3月28日最終改正） ではないか。） ・No.1の看護師等の資格の特例について掲載するのであ れば、保育教諭の資格の特例（認定こども園法）につい ても、掲載すべきではないか。 ・No.2は、保育所の設備運営基準の内容であり、誤りで はないか。	・御意見のとおり、No.1、2は削除いたしました。 ・また、「保育教諭の資格の特例（認定こども園法 附則第5条）」について、経過措置一覧に追加い たしました。		●					
154	根拠法令等 に関するご意 見	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】	「監査評価 項目・自己 点検項目」	90について ・基本的な考え方を見ると3歳未満児に特化した内容では なく全園児が対象と思われる。着眼点は3歳未満児に適し た内容である。「保育所」の調書一覧ではここまで詳細には 書いていない。 保育園44～46とその他健康と事故・安全対策について等 と同じ。	・3歳未満児に特化した内容ではなく全園児を対象 とした、監査評価項目に修正いたしました。	●	●	●				
155	根拠法令等 に関するご意 見	(A)【施設 監査】【保育 所】		根拠法令等一覧に誤りがあるので、確認いただきたい。 （例：保育所保育指針が改定前の表記、安全計画の留 意事項は府省令ではなく事務連絡など） また、「種別」に 政令もあるが、府省令の表記でよいのか。	・ご指摘のとおりでありますため、根拠法令一覧を修 正いたします。	●	●	●				
156	根拠法令等 に関するご意 見	(A)【施設 監査】【保育 所】		非常災害のマニュアル等の作成について指摘をするのであ れば、保育所保育指針第3章4(2)が根拠となるのではな いか。	・ご指摘の通り、保育所保育指針第3章4(2)が根 拠となる事項であり、設備運営基準非常災害のマ ニュアル等の作成については、設備運営基準第6 条第1項の項目ではないため、監査評価項目から は削除いたします。	●		●				
157	根拠法令等 に関するご意 見	(A)【施設 監査】【保育 所】		根拠法令だけではなく、関係法令まで参照しないと指摘の 根拠として不十分な項目があるが、これらの項目は結果通 知の様式にどのように反映される仕組みなのか。（例： No.11、No.48～50など）	・根拠法令の誤りでございますので、関係法令の参 照が不要になるよう、該当の根拠法令等を修正い たします。	●		●				
158	根拠法令等 に関するご意 見	(A)【施設 監査】【保育 所】		施設長の役割としては、保育所保育指針第5章2に「施設 長の責務」として記載があるので、追記してはどうか。なお、 設備運営基準も保育所保育指針も「努めなければならない」という規定であり、評価区分が文書指摘でよいのか、検討 した方がよいのではないのか。	全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、 優先度の観点から、標準的な監査評価項目として は定義しない方針とさせていただきます。なお、自治 体判断により個別で監査評価項目として追加いた だくことを想定します。							
159	根拠法令等 に関するご意 見	(B)【施設 監査】【幼保 連携型認定 こども園】		家庭における虐待の発見、通報等については、根拠法令 が異なるのではないのか。（幼保連携型認定こども園教育・ 保育要領や児童福祉法第25条等が根拠となるのではな いか。）	・ご指摘のとおりでありますため、根拠法令を児童福 祉法第25条に修正いたします。	●	●	●				
160	業務フローに に関するご意 見・ご質問	【資料3－ 2】業務フ ロー（案）	全体	P5：都道府県又は市区町村が自ら監査調書のメンテナ ンスし、管理していく場合、いずれ独自ルールが色濃くなり、 標準化、システム化の阻害要因にならないでしょうか。	・自治体による監査調書のメンテナンスは、国で示す 標準的な監査調書一覧に加えて、自治体独自で 基準を設けている場合を想定し、それに基づいて確 認項目を追加可能とすることを想定しております。							

■第1回有識者検討会：書面での意見一覧

No.	意見分類	意見対象 (原文まま)	意見分類 (原文まま)	意見内容 (原文まま)	対応方針 (案)	成果物反映先						
						(A) 【施設 監査】 【保育 所】	(B) 【施設 監査】 【幼保 連携 型認 定こ ども 園】	(C) 【施設 監査】 【家庭 的保 育事 業等】	(D) 【確認 指導 監査】 【特定 教育・ 保育 施設】	(E) 【確認 指導 監査】 【特定 地域 型保 育事 業】	(F) 【確認 指導 監査】 【特定 子ども・ 子育て 支援 施設 等】	(G) 【業務 管理 体制の 整備に 関する 検査】 【教 育・保 育施 設等】
161	業務フローに関するご意見・ご質問	【資料 3－2】業務フロー (案)	2.1./パターン A	2.1.1.パターンA 一般監査（実施指導）結果登録と結果確定の違いについて。結果登録については指摘の評価区分を入れず、当日の監査結果の伝えに使用するもの。その後監査担当内で評価区分についても協議し、決定したものを結果確定として入力…の理解でよい。	・結果登録と結果確定は、ステータスの違いを表しております。前者は、「自治体内確認前」の状態、後者は、「自治体内確認済」の状態を表します。 ・監査結果登録では、監査結果のOK/NGに関わらず、すべての評価結果を入力する想定です。その後、入力した結果について自治体内で協議いただき、監査結果を確定し、それを基に結果通知を保育施設等向けに出力する流れです。							
162	業務フローに関するご意見・ご質問	【資料 3－2】業務フロー (案)		・各自治体次第であるが、改善勧告や業務停止命令、認可取消通知等をシステム上で通知するのは、現実的ではないのではないか。（機能として実装しておく分には問題ない。）	・改善勧告や業務停止命令、認可取消通知等は、システム上での通知のほか、書面を手渡すフローも想定しているため、各自治体の実態に合わせて機能を活用いただく想定です。							
163	業務フローに関するご意見・ご質問	【資料 3－2】業務フロー (案)		・業務管理体制の整備に関する検査について、都道府県はシステムを利用できないのか。理由を教えてください。（P.7）	・業務管理体制の整備に関する検査において、都道府県がシステムを活用することを想定しております。事務フローp7の「業務管理体制の整備に関する検査」の記載を修正いたします。	業務フロー						

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和7年6月12日付けの「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究（令和7年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。

EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではありません。

本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。